**平成２３年（フ）第１９２号**
千葉県佐倉市上座1181番地１
債務者　小島　雅美
１　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部
**平成２３年（フ）第２０４号**
千葉県成田市吾妻１丁目23番地１　雇用促進住宅1403号
債務者　浅子　智和
１　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部
**平成２３年（フ）第２２３号**
千葉県富里市七栄653番地41
債務者　田中　久喜
１　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部
**平成２３年（フ）第１７号**
千葉県茂原市下永吉2314番地４
債務者　高原　英雄
１　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係
**平成２３年（フ）第３６号**
千葉県茂原市小林2298番地14
債務者　時田由美子
１　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係
**平成２３年（フ）第４４号**
千葉県長生郡白子町剃金477番地11
債務者　鳥田　義雄
１　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係
**平成２３年（フ）第４５号**
千葉県長生郡白子町剃金477番地11
債務者　鳥田シゲ子
１　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係
**平成２３年（フ）第４６号**
千葉県長生郡白子町剃金477番地11
債務者　鳥田　　豊
１　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係
**平成２３年（フ）第４７号**
千葉県長生郡長生村岩沼136番地２
債務者　森　　清美
１　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係
**平成２３年（フ）第１６５８号**
愛知県尾張旭市旭ケ丘町旭ケ丘5692番地４
債務者　小曽根奈津子
１　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
**平成２３年（フ）第３７５号**
福岡県福津市光陽台５丁目10番地の５
債務者　永井チヅ子
１　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部
**平成２３年（フ）第６５１号**
福岡市西区愛宕浜２丁目１番９―305号
債務者　村上　順子
１　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部
**平成２３年（フ）第８９５号**
福岡市南区向野２丁目25番25―807号
債務者　米良佳代子（旧姓信岡）
１　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部
**平成２３年（フ）第９１４号**
福岡県糸島市前原東１丁目８番40―205号
債務者　増永　民藏
１　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部
**平成２３年（フ）第１１０３号**
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵688番地３
債務者　板倉　豊文
１　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部
**平成２３年（フ）第１１１８号**
福岡市博多区博多駅東２―18―28ジェントリー博多605
債務者　池亀　卓也
１　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部
**平成２３年（フ）第１１４７号**
福岡市中央区薬院２丁目２番26―202号
債務者　武元　智春（旧姓古賀）
１　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部
**平成２３年（フ）第１１６１号**
福岡県大野城市山田３丁目10番７号ブライトブルーⅡ―201号
債務者　吉本　哲也
１　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部